平成２５年（フ）第３６５号
神奈川県座間市栗原中央３丁目31番18号　エスポワールＢ202号（住民票上の住所）
債務者　大塚　晴子（旧姓智葉）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３８３号
相模原市中央区富士見５丁目２番14号　竹井ビル205
債務者　阿藤　孝一
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３８４号
相模原市中央区富士見５丁目２番14号　竹井ビル205
債務者　阿藤　真紀
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３９１号
神奈川県座間市東原２丁目４番35―202号　ドミールさがみ野
債務者　川村　輝昭
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３９２号
神奈川県座間市東原２丁目４番35―202号　ドミールさがみ野
債務者　川村　政代
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第６３号
新潟県燕市井土巻４―237　第２燕スカイマンション205、住民票上の住所新潟県燕市白山町３丁目７番９号
債務者　中島　　洋
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第７２号
新潟県三条市新光町14番25号　エルディム佐野204号
債務者　鈴木　　守
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２５年（フ）第１１４号
岐阜県土岐市泉町久尻1343番地の１　エルハイム泉205号
債務者　有馬　　忍
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２５年（フ）第３６１号
愛知県犬山市大字橋爪字下前田５番地２　レオパレス橋爪中Ⅱ106
債務者　北野　和博
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第６５号
三重県松阪市駅部田町288番地31　コーポみやま辺103号室、住民票上の住所三重県度会郡大紀町錦329番地58
債務者　西村　広伸
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２５年（フ）第７６４号
大阪府羽曳野市伊賀１丁目18番１号
債務者　田添　裕之
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１０７２号
東京都八王子市長房町588番地長房アパート西15―407
債務者　稲葉　幸夫
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４１号
熊本県菊池市片角14番地13、前住所熊本県菊池市隈府276番地
債務者　野口　征男
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第４２号
熊本県菊池市片角14番地13、前住所熊本県菊池市隈府276番地
債務者　野口飛佐子
1　決定年月日時　平成25年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月23日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月24日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第９７２号
東京都日野市神明４丁目10番地の27ラミューズ203
債務者　深沢　輝男
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１９１６号
横浜市鶴見区矢向２丁目９番17号　第３ＫＫＦハイム101
債務者　田中　　秀
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１７１号
横浜市青葉区柿の木台41番地２　コーポ柿の木台201
債務者　木村佐智枝
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部